



あなたと議会のパイプ役

ちやたん町

議会だより

創刊号

平成7年3月20日

発行：北谷町議会

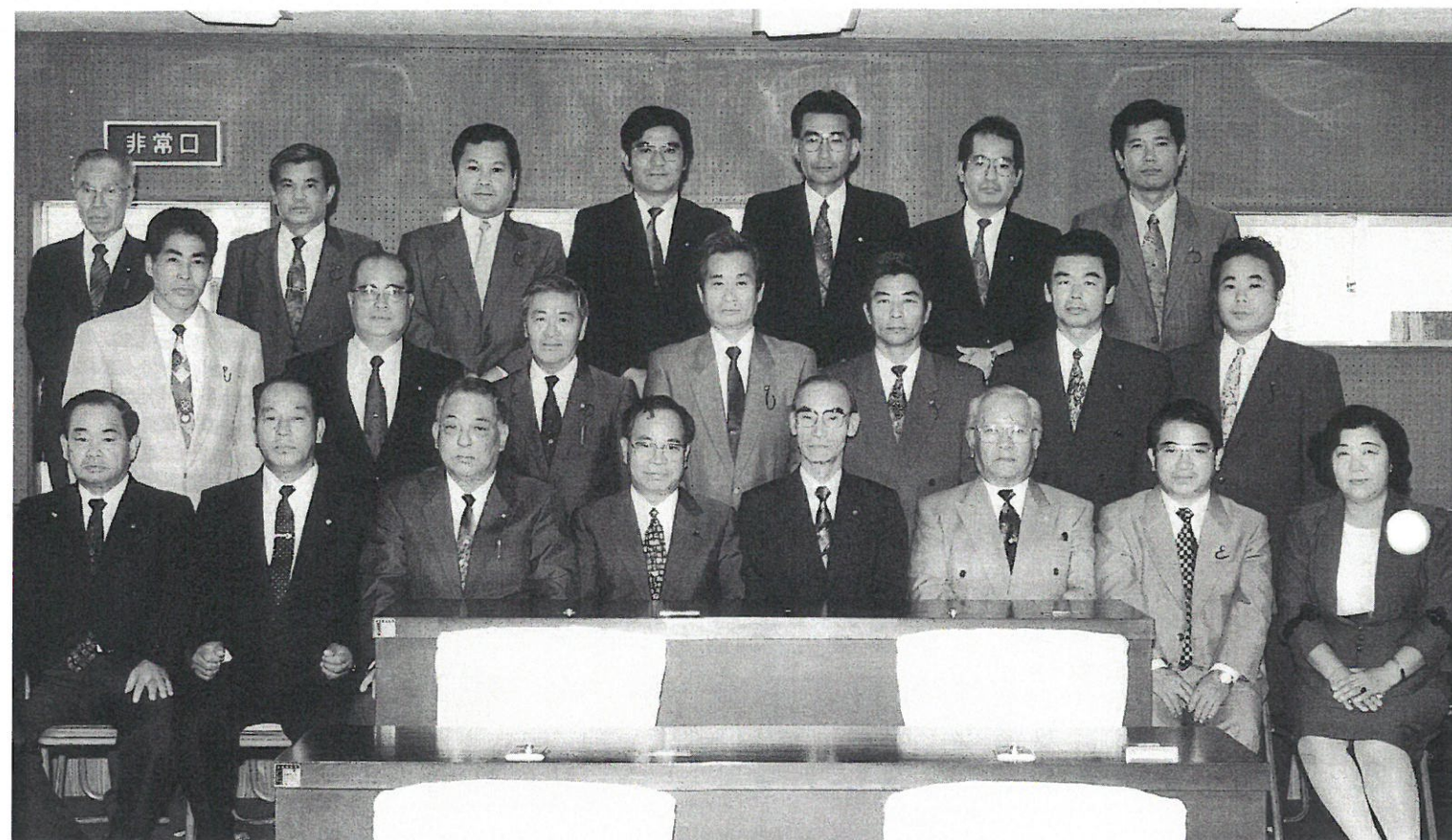
編集：議会広報調査特別委員会

〒904-01 沖縄県北谷町字吉原10番地

電話 (098)936-3382

主な内容

発刊によせて……………	2	不動産の取得・処分・交換…………	7
12月定例会に審議された議案…	4	陳情・意見書……………	8
平成5年度決算を認定……………	5	一般質問……………	9
町民の税負担軽減……………	6	議会傍聴しませんか……………	20



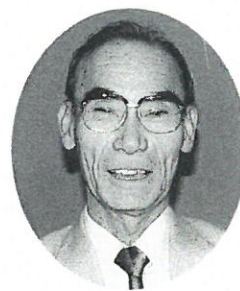
第5代北谷町議会議員

後段 伊集守明 玉城政秀 大城信廣 田場健儀 仲村光徳 稲嶺盛仁 宮里友常

中段 安里順一 新城幸男 知念良夫 稲嶺盛昌 瑞慶覧朝義 照屋恒夫 中村重一

前段 泉 朝秀 宮平昌信 比嘉昌信 與那覇政保 与儀朝祺 松島良光 照屋 宏 金良初子

発刊に寄せて



北谷町議会議長
与儀 朝 祺

この度、北谷町議会におきましては、従来の議会報に代えて議会の審議、活動

発行経過

北谷町議会広報は、これまで定例会会議録からの一般質問の全文抜粋が掲載され、町内全世帯に配付をされていました。

多くの町民の方々から、議会の様子を伝えてもらうにはいい事ではあるが、ページ数が多く、もう少し読みやすく工夫が欲しいとの声がありました。

そこで、平成6年9月の議会議員改選後の初議会（9月定例会）において、町民の声に応えるためにこれまでの議会広報に代えて、新たに「読みやすくわかりやすい議会だより」を発行し、議会における町政の動きや町の様子を町民に伝えようと議会広報調査特別委員会が設置されました。

議会広報調査特別委員会では住民と議会のパイプ役という考え方に徹し、議会における審議の過程を、より早く、よりわかりやすく町民の皆様にお届けしてまいります。



議会広報調査特別委員会
委員長 玉 城 政 秀

北谷町議会だよりの創刊号を発行するに当たり、一言あいさつを申し上げます。平成六年九月の議員改選後の初議会（九月定例会）で議会広報調査特別委員会が設置され、本会議における町政の動き、各委員会の活動状況を住民に伝えるために、広報委員は調査研修をしてまいりました。

何しろ初めての議会だよりでありますので不安もありましたが、各委員の協力によって発行することができました。

編集方針としては、住民と議会のパイプ役という考えから、その審議過程（質疑、討論）をできるだけ簡潔に掲載して読者（住



住民と議会のパイプ役

所 管

総務財政常任委員会

- ①総務課 ②企画課
- ③財政課 ④税務課
- ⑤住民課 ⑥消防本部
- ⑦選挙管理委員会
- ⑧会計課 ⑨議会事務局
- ⑩その他の委員会に属しないもの

経済工務常任委員会

- ①産業課
- ②建設課
- ③都市計画課
- ④下水道課
- ⑤水道課

文教厚生常任委員会

- ①民生課
- ②保健衛生課
- ③教育委員会に関する事務

議 会

議 長	副 議 長
与儀 朝 祺	與那覇 政保

●総務財政常任委員会

委員長	中村 重一
副委員長	宮平 昌信
委員	與那覇 政保
〃	金良 初子
〃	稲嶺 盛昌
〃	安里 順一
〃	仲村 光徳

●経済工務常任委員会

委員長	瑞慶覧 朝義
副委員長	新城 幸男
委員	松島 良光
〃	比嘉 昌信
〃	照屋 恒夫
〃	田場 健儀
〃	稲嶺 盛仁

●文教厚生常任委員会

委員長	伊集守 明
副委員長	大城 信廣
委員	泉 朝秀
〃	知念 良夫
〃	玉城 政秀
〃	照屋 宏
〃	宮里 友常

●議会運営委員会

（平成6年9月28日設置）

委員長	比嘉 昌信
副委員長	稲嶺 盛昌
委員	伊集守 明
〃	泉 朝秀
〃	瑞慶覧 朝義
〃	照屋 恒夫
〃	中村 重一

●基地対策特別委員会

（平成6年9月28日設置）

委員長	宮平 昌信
副委員長	中村 重一
委員	伊集守 明
〃	松島 良光
〃	比嘉 昌信
〃	金良 初子
〃	玉城 政秀
〃	大城 信廣
〃	仲村 光徳
〃	田場 健儀

●北谷町西海岸活性化調査特別委員会

（平成6年10月5日設置）

委員長	照屋 恒夫
副委員長	知念 良夫
委員	宮平 昌信
〃	新城 幸男
〃	稲嶺 盛昌
〃	瑞慶覧 朝義
〃	照屋 宏
〃	安里 順一
〃	宮里 友常
〃	稲嶺 盛仁

●議会広報調査特別委員会

（平成6年9月28日設置）

委員長	玉城 政秀
副委員長	金良 初子
委員	中村 重一
〃	安里 順一
〃	田場 健儀

●倉浜衛生施設組合 議 会 議 員

泉 朝秀
大城 信廣

●中部広域市町村圏 事務組合議会議員

与儀 朝 祺

西海岸活性化調査特別委員会

北谷町は、地理的条件に恵まれ、返還された米軍用地跡地を利用したまちづくりが進められています。さらに埋立で造成した字美浜の約三万三千坪の利活用が注目されています。二十一世紀を展望した活力あるまちづくりを目指し、リゾート産業を誘致して町経済の活性化、雇用の拡大の場を確保して行くために、美浜埋立地の町民本意の活用が求められています。

町議会では、美浜地域を中心とした西海岸活性化のための調査等を行うための特別委員会を設置しました。

議会広報調査特別委員会

議会と町民を結ぶパイプ役として、より判りやすく議会の様子を伝えるために設置されました。

三特別委員会を設置

基地対策特別委員会

町面積の五六%を占める米軍基地。爆音などをはじめとして基地からの被害が日常茶飯事に起きている。最近では米軍家族の少年等による投石事件などがありました。この様な米軍・軍属による事件・事故等に対して町民の生命、財産を守る立場から抗議行動や決議など、機敏に対応するため基地対策特別委員会は設置されました。また、防音工事関係などの政府要請なども基地対策特別委員会は行います。

平成5年度決算を認定



主な事業

第2回シーポート北谷

トロピカルトライアスロン大会	3,000千円
北谷町PR映画制作業務委託事業	6,636千円
保健センター建設事業	99,995千円
松くい虫被害木伐倒焼却	3,547千円
商工団体育成補助	8,000千円
観光振興事業補助	10,000千円
北玉4号線道路改良事業	82,247千円
謝苺1号線道路新設事業	168,784千円
玉上宇地原線新設事業	31,318千円
白比川改修事業	39,994千円
町営住宅米口団地立替事業	28,683千円
町営住宅砂辺団地修繕事業	4,996千円
桑江中央線建設事業	218,374千円
見嘉作奈留川線建設事業	144,587千円

桃原東線建設事業	97,104千円
北谷公園整備事業	663,968千円
桃原公園整備事業	334,147千円
安良波公園	124,146千円
消火器設置事業	485千円
北谷第二小学校教育用コンピュータ設置事業	18,465千円
浜川小学校多目的ホール新增築工事外	13,722千円
英語指導助手派遣事業	45,344千円
桑江中学校プール建築事業	124,190千円
生涯学習情報提供システム整備事業	3,784千円
中央公民館講座	1,793千円
北谷城跡分布調査	2,189千円

特別会計

国民健康保険特別会計

歳入総額	16億1千487万6千715円
歳出総額	14億7千478万9千296円
歳入歳出差引残高	1億4千8万7千419円

老人保健特別会計

歳入総額	8億8千793万7千750円
歳出総額	8億8千179万9千322円
歳入歳出差引残高	613万8千428円

公共下水道事業特別会計

歳入総額	5億7千549万9千774円
歳出総額	5億6千291万8千826円
歳入歳出差引残高	1千258万948円

一般会計

歳入総額	八十九億五千七百二十二万二千一六〇円
歳出総額	八十七億二千二百五十九万二千四百四三円
歳入歳出差引残高	二億三千四百六十二万九千七百一七円

12月定例会

十二月定例会は、十二月六日に召集され十九日までの十四日間の会期で開かれました。

平成5年度北谷町一般会計決算認定を含め、十九議案が慎重審査の結果、全て原案可決されました。

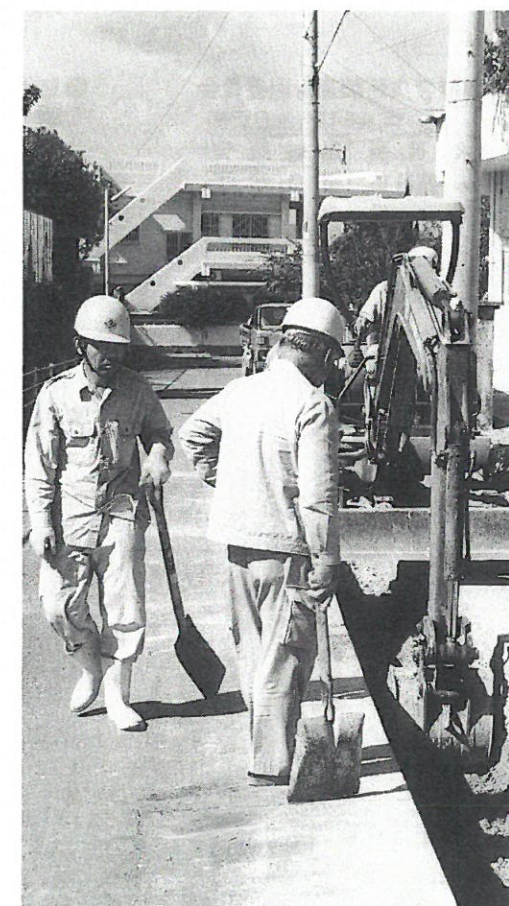
また最終日十九日には、議員発議により意見書が追加提案され、全会一致で採択されました。なお三件の陳情が主旨採択、「キャンプ桑江旧字桑江地区の軍用地の返還、同地域への役場移転について反対する陳情書」は継続審査となりました。



12月定例会に審議された議案

決算認定5件 条例4件 予算5件 その他事件5件

- 北谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 北谷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 北谷町乳児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 北谷町税条例の一部を改正する条例
- 平成6年度北谷町一般会計補正予算（第4号）
- 平成6年度北谷町一般会計補正予算（第5号）
- 平成6年度北谷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 平成6年度北谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 平成6年度北谷町水道事業会計補正予算（第2号）
- 中部地区伝染病隔離病舎組合一般会計歳入歳出決算認定
- 平成5年度北谷町水道事業会計決算認定
- 平成5年度北谷町一般会計歳入歳出決算認定
- 平成5年度北谷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 平成5年度北谷町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 平成5年度北谷町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 北谷町道路線の認定
- 不動産の処分
- 不動産の交換
- 不動産の取得



入院時食事医療費を助成

北谷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例・北谷町乳児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を原案可決

健康保険法等の一部改正で、入院時の食事が有料化されましたが、本町では、重度心身障害者（児）や乳幼児の健康の向上と福祉の増進を図るため、条例の一部改正を行い、これまで同様入院時食事医療費を助成することになりました。

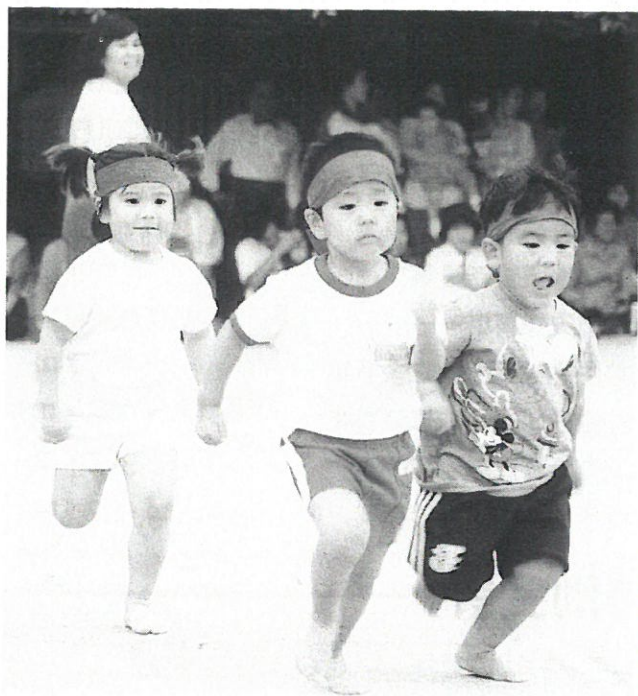


町民の税負担軽減

北谷町税条例の一部を改正する条例を可決

税制改革等の一環として、個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ等を行い、また平成七年度においても定率による特別減税を実施することになりました。

改正内容の主旨としては、住民税の中堅所得層を中心とした税負担の累進感を緩和するため、所得割の税率適用区分の住民税については、八%の税率区分を一六〇万円から二〇〇万円に、十一%の税率区分を五五〇万円から七〇〇万円に引き上げるとともに、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額をそれぞれ二万円引き上げ、また当面の景気対策に配慮するため、平成七年度分の個人住民税所得割額の十五%相当額を軽減する特別減税を二万円を限度として行うことになりました。



- 消費税率引き上げ反対を求める請願陳情書（主旨採択）
- 病院入院給食費の患者負担分を公的に助成することを求める陳情書（主旨採択）
- 年金制度改悪に反対し、公的年金制度の拡充を求める陳情（主旨採択）

陳情

不動産の取得、処分、交換の討論

三案件を賛成多数で可決

今回の不動産の取得、処分、交換については、役場庁舎建設のための代替用地を確保するためのものです。なお、新庁舎建設は、平成七年度実施計画、八年度建設工、九年度完成の予定で進められています。

取得、処分、交換の主な内容	
処分する土地	久得山
地積	16万9千511㎡
処分金	5億4千243万5千円
取得する土地	伊平大作原513の1外三筆
地積	1万2千748㎡
取得金	5億3千954万8千円
交換により取得する土地	字伊平伊礼原156番 他9筆
地積	7千860㎡
交換に供する土地	久得平山原324番1 外10筆
地積	5万1千275㎡

反対討論

処分しようとする久得山は年間二千万円余りの軍用地料が入っているし、町が取得しようとしている民間地については土地保有税として八七三万二千円の収入があり、年間ざっと二八〇〇万円から二九〇〇万円の収入であるが、それがなくなる。いつ開放がなるといふこともまだ定かではない、合意もされていないというような時点で、これをすぐ処分、取得した場合には、相当な不利益を受ける。

賛成討論

伊平地域の返還予定地と一体的に区画整理をし、区画整理法に基づいて庁舎建設予定地に集約することが可能である、という説明がなされており、三万平方メートル以上の用地が必要である庁舎建設用地確保のために、ぜひ必要な土地である。平成十年度までには伊平地域が返還をされる予定になっており、庁舎建設は平成八年、九年ということので、庁舎用地の先行取得をする意味からして今回の不動産の取得については適正であると判断をし、賛成するものである。



一般質問

稲嶺 盛仁議員

自立社会に向けた青少年の育成について

Q 青少年の日常生活の依存的意識状態について、北谷町内の実態をどう把握しておられるか。

A 小中学校において、徒歩登校・遅刻ゼロ・あいさつ・家庭学習の四項目をあげて取り組んでいるがまだ不十分な面がある。

Q 学校側と家庭側で、お互いへの教育責任追及論が先走り、育成手法を見失う問題が存在しないか。

A 町学推協の下で学校も地域支部も連携をしながら取り組みしている。学校では基礎学力の向上と基本的生活習慣の形成、地域支部ではそれぞれの計画に従って頑張っているところである。

Q 過保護主義、受け身の教育環境から自発性を重視した教育環境への取り組みがいじめ問題とも

消費税増税を撤回し食料品等の非課税を求める意見書

消費税率を3%から5%に引き上げることが、国民の審判を受けることなく97年4月1日から実施されることが第131国会で賛成多数で可決された。しかも96年9月末までに税率を「見直す」ことの条項付きという内容で、このまま引き上げを許せば今後の増税につながるのとは明らかである。

消費税の引き上げは、負担の逆進性をいっそう強めるものであり、年金生活者や低所得者にとって死活問題である。平均所得が300万円の町民生活にも大きな負担と影響を与えるものであり、税率引き上げは到底認められるものではない。

政府は、「高齢者社会の福祉財源のため」ということを消費税増税の主な根拠としているが、厚生年金の60歳から65歳への繰延支給や保険料の引き上げ、入院患者からの給食費の徴収等、福祉政策は後退傾向にあるのが現状である。福祉財源は、大企業優遇の不公平税制の是正や、不要・不急の歳出削減や施策の見直し等によっても十分可能であると考えられる。

本町議会においては町民の生活を守る立場から102回定例会において消費税法の廃止を求める意見書を採択した経緯があり、現在でも「せめて食料品だけでも非課税にできないか」ということが国民共通の切実な要求である。消費税率の引き上げは、沖縄県民生協の調査によっても94%以上が反対を表明しており、全国紙の調査によっても7割以上の国民が反対を表明している。

よって本町議会は、消費税増税に反対し、食料品等の非課税を求める意見書を地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年金制度改悪に反対し、公的年金制度の拡充を求める意見書

1985年以降の年金制度の改革によって給付水準の引き下げ、保険料の引き上げ、遺族年金との併給禁止、無収入の学生からの保険料徴収など、公的年金制度を次々と後退させてきた。そのため、国民への負担増と給付削減は拡大され、保険料が払えない滞納者が増加し、新たな無年金者を発生させるなど年金の「空洞化」ともいわれる深刻な問題が生じている。

年金「改革」法は、第131回臨時国会で年金制度改悪をめざすものであり、①支給開始年齢を65歳に繰延べる②支給額の計算基礎を可処分所得にする③新たにボーナスからも1%徴収する④雇用保険との併給禁止など、給付の引下げ、保険料の引上げなど、国民の負担をいっそう強め、公的年金制度の縮小、後退をもたらす内容となっている。年金制度は国民の暮らしを支える社会保障制度の一つであり、いっそうの充実と改善がのぞまれているのであり、高齢期の生活を保障する年金制度の充実こそが求められている。よって、国民が安心して生活できる公的年金制度の拡充をはかるため、政府が下記事項について施策を講じられるよう要望する。

記

1. 年金支給開始年齢の65歳繰り延べをやめること。また、現行55歳支給の職種を拡大すること。
2. 保険料（掛金）の引上げはやめ、ボーナスからの保険料徴収は行わないこと。
3. 在職老齢年金を抜本的に改善するとともに、国民年金繰り上げ支給割合を引き上げること。
4. 年金額算定は、手取り賃金とせず、現行どおりとすること。
5. 雇用保険は現行どおり年金と併給すること。
6. 各年金制度の積立金を含む管理・運営は被保険者（労働者）代表の参加により民主化すること。
7. 85年年金法による給付削減などの経過措置は停止すること。
8. 国民年金の死亡一時金は大幅に改善すること。老齢福祉年金の扶養義務者の所得制限をやめること。
9. 無年金障害者への年金の支給と高齢障害者の年金については加算などの改善を行うこと。
10. 沖縄の厚生年金格差差正については早急に確定すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

知念 良夫議員

沖縄県の埋蔵文化財調査センターの場所変更の経緯について

Q 前町長及び関係者の努力で本町への誘致が決まりかけていた県埋蔵文化財調査センターの計画が、突如として変更になったその経緯は。

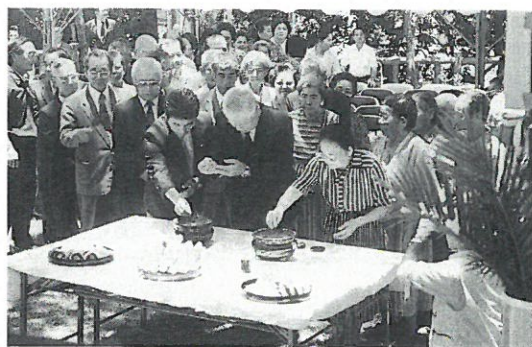
A 立地については、北谷町へ建設を進めていきたいと発表もあったが、県は平成6年度の予算査定で県知事を中心とした討議の中でゼロ査定した。四月六日に県に真意を確認。五月二日に県知事に強く要請した。九月に入り県の教育次長が「埋蔵文化センターの建築場所は、西原町の消防学校用地へ建設をするようになった。度々ご迷惑を掛けて申し訳ない。」とお詫びに来た。簡

単にお受けするわけにいかんと強い不満も申し上げた。西原に県の敷地があるということになると、これ以上は厳しいという思いもある。残念な結果に終わった。

文化施設の整備について

Q 北谷町は文化施設の整備が大幅に遅れている。古典芸能同好会等から「発表する場所が欲しい」との声は年々大きくなっているが、展示会場、発表会場とか、一日も早く建設されるべきだと思いが、今後の取り組みについて。

A みんなが重要視している問題。いま町民もいろんな教養、趣味のための学習、芸術観賞、創作活動など、多様な文化に対する要求が深まってきてい



Q 米軍についても公共水道使用料条例に基づきそれぞれの自治体で使用料を支払うべきだが、今後の見通しは。北谷町の下水道に接続した場合の収入は。

A 沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市で連絡調整し早期解決に努力したい。平成七年四月一日実施目標に、米軍、関係機関と調整を進めている。収入

Q 戦跡の保存、恒常的な資料の展示は鋭意、検討したい。

下水道事業について

Q 米軍についても公共水道使用料条例に基づきそれぞれの自治体で使用料を支払うべきだが、今後の見通しは。北谷町の下水道に接続した場合の収入は。

A 沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市で連絡調整し早期解決に努力したい。平成七年四月一日実施目標に、米軍、関係機関と調整を進めている。収入

中村 重一議員

平和行政について

Q 終戦五十周年、北谷町平和展などを開催する考えはないか。平和条例を制定し恒常的に平和行政の取り組みを強めていくべきだと考えるが。

A 「北谷町民平和の日」の条例を制定したい。町民平和推進句間を制定し、平和記念祭、絵画展、映画祭などを実施したい。

Q 戦跡の保存、恒常的な資料の展示は鋭意、検討したい。

下水道事業について

Q 米軍についても公共水道使用料条例に基づきそれぞれの自治体で使用料を支払うべきだが、今後の見通しは。北谷町の下水道に接続した場合の収入は。

A 沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市で連絡調整し早期解決に努力したい。平成七年四月一日実施目標に、米軍、関係機関と調整を進めている。収入

Q 戦跡の保存、恒常的な資料の展示は鋭意、検討したい。



る。施設というものはだいたい用地費がかかっていく関係もあり、将来は複合にした施設整備が必要ではないかと考えている。早目に進めていきたい。

Q 運動公園の整備の見通しがいつ頃、町当局としては「直ちに文化施設の建設に着手する、平成六年度からは調査を始められるように庁議でも話し合っている」という話をする。

金良 初子議員

女性管理職の登用について

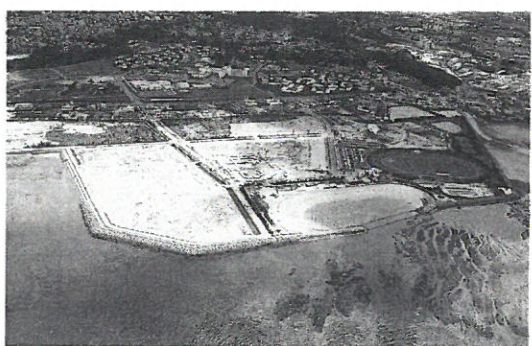
Q 本町役場に女性管理職がいないのは残念です。役場で女性の補佐、係長職は何名か。女性の登用をするならばどの分野で考えていますか。

A 課長二六名中、男二六名。補佐七名中、女一名、係長級六三名中、女二十名。職務内容に応じ、能力を高める施策を講じ特性を活かし適正に対応していく。

美浜埋立地の処分地の利用について

Q アメリカンビレッジ構想の新聞広告を見て関心を持っている方がおります。戦後五十年を過ぎた現在でも爆音や墜落事故等で基地公害に悩まされています。なぜ今更アメリカ村なのか。

A 産業振興、雇用の場化等を達成するため、民間活力によるリゾート産業の立地促進を図りたい。開発にあたっては、周辺地域や経済波及効果等、相乗効果



もしている。懇話会は設置はしてないが、商工会や町内各種機関団体並びに県内の知識経験者との意見交換会等も行った。町広報紙、新聞広告等で企業誘致の方法等について明らかにしてきた。

排水溝の危険箇所整備について

Q 謝花区の中央を流れる排水がありますが早目に整備をして危険防止と環境整備を図るべきだと思いますがいかがですか。

A 町としては平成八年度に向け計画を進めている。危険であれば検討し取り組みたい。

文化施設の建設について

Q 町文化協会等からの文化施設建設要請をどう検討されたか、建設についてどうお考えか。計画があればいつ頃になりますか。

A 資金、財政、敷地の問題があり、早い時期に、任期中と言わず方向性が見いだされれば非常に幸い。当分検討を要する。

福祉行政について

Q 一人暮らしのお年寄りが安心して暮らせるよう、緊急通報システムの導入、ホームヘルプ協力の導入等を実施する考えは。高齢者保健福祉計画の内容と計画推進にあたっての方針は。

A 実施については、十分調査し対応をしていく。

伊集 守明議員

児童館建設計画と見通しについて

Q 児童福祉の面から早くに建設が望まれるが、当局の計画は。

A 北谷小と第二小学校地域に一館、砂辺、宮城地域に一館、計三館の予定で対応したい。

Q 北谷小と第二小の通学区の見直しの予定は。

A 行政区再編等の際には優先に検討したい。保健センターの建設について、経過、特に土地の取得について、見通し、施行する年次は。

Q 保健センターの建設について、経過、特に土地の取得について、見通し、施行する年次は。

いきたい。新ゴールドプラザの中には緊急通報システムの普及という項目が出ています。委託料等についても近々補助がなされるんじゃないかと考えており、更に検討を加えていきたい。ホームヘルパーの協力員制度も併せて導入をしていくということになるかと思う。

A 計画面積一万七千二百一、三二平方メートルの内一万六千五九、三二平方メートル取得終了。建築設計は平成五年度終了、平成八年開所予定。

Q 町内小中学校の学力の状況は。

A 標準学力検査は五十点、点が全国平均で、五年度本町小学校四十五点、中学校四十五点。達成度テスト、県教育委員会主催で、小六、中二を対象として、五十点満点で小学校三十九・三点、中学校三十三・四・四。前年度比小学校二・五点の上昇、中学校が四・一点の上昇。



Q 校舎、体育館等の総合的な建設計画について

A 昭和四十年の初め頃、北谷小は改築の必要がある。浜川小、北谷第二小、桑江中、北谷中は当面改築の計画はありません。

いじめについて

Q いじめの発生状況、集団での事件事故、対策と取り組みは。

A 四月から十一月まで、小学校報告ゼロ、中学校が一です。いじめは見え難くともえ難い。特徴を認識することが大切。いじめの者といじめられる者を無くしていく取り組み



組み、子供の出している様々なサインに反応できる教師と親になる。学校、家庭、地域、行政の取り組みを充実させる。

県埋蔵文化センターの建設について

Q 何回となく町長、助役、担当課長が県と調整、折衝したと理解するが、候補地が一所であったのか、また単価の件は。

A 他の予定候補もあったかは存じません。単価は美浜県営団地の単価での話し合いでした。単価は県教育委員会とは一定の合意を見ていたが、県の三役調整段階で県有地を利用する方針が決定された。

新城 幸男議員

道路改良について

Q 東洋飯店前のピザハウスの前の変則十字路は交通量が多く、登下校の際も危険で直進道路にできないか。

A 路線の法線の変更に関して関係機関と協議し検討します。

美浜の用地処分計画について

Q 一日百万円余の利息で大きな損失が生じ、債務負担行為が平成七年の三月で期限切れになるが処分の見通しは。

A 三月定例会に向け議案が提出できるよう全力で取り組みたい。

Q アメリカンビレッジ構想はこれまでの町の考えとマッチしない気がする。町内各種団体、各行政に説明会を持ち意見等を聞いたことは。

A 町内各種団体長に九月二十二日説明を行った。平成三年の町民意識調査で都市型リゾートレクリエーション産業の誘致に

については、地域活性化につながる等、賛成約80%でコンセンサスを得られており逸脱はない。各区への説明はやっていません。

Q 宮城地区民は毎晩米軍人による騒音、飲酒、不良行為等で平穏な生活ができず困っておりアメリカ村構想により尚一層多発するのではと憂慮されるが。

A 町の活性化につながる地域環境もよくするというところで考えており、町の環境を悪くする企業の誘致は考えてない。

Q 美浜地域は二十一世紀に向けて子孫に誇れる街づくりをしなければならぬ重要な地域だが、この計画を公募でなくソフト21と随契しているが経歴、概要は。

A 資本金一千万円、一株五万円として平成五年一月に設立され従業員は五名。

Q ソフト21は、当初と平成六年の設立目的

大城 信廣議員

暮らしの便利手帳の作成について

Q 日常生活での疑問、悩みごと、役場内の窓口、どういう救済システムがあるのか等、町のコンパクトな情報冊子があれば大変喜ばれるが。約十年経っており早急に作成してはどうか。

A 昭和五十六年に初版、昭和五十八年に改訂版を発行、その後再度の改訂版の発行を計画したが、町民の利活用が十分でないことや、経費が四百万円多額であることから見送られた。しかし発行する考えは持っています。

いじめについて

Q 他府県においていじめによる自殺が多発傾向であるが、学校現場での実態は。またいじめやいびりに北谷町ではどう対処しているのか。

A 四月から十一月まで、中学校が一件。いじめというのは見え難くともえ難

Q アメリカ村構想を控校前の道路を含め、その一帯の円滑な交通体形の整備が必要となると思うが。

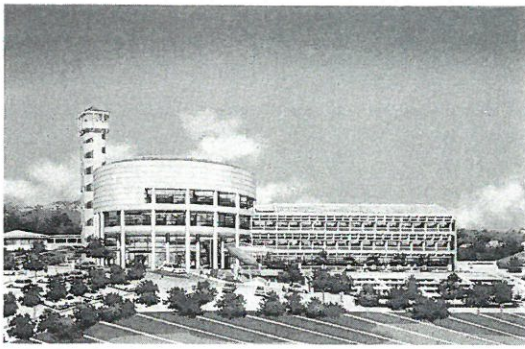
A 学校現場は様々な課題を抱えており、最も多いのは生徒指導に関する問題です。研修で子供たちに向かう時間が減るかも知れませんが、そうしないことには解決の方法が見つからないこともある。

道路行政について

Q 国会での争点で、教職員が会議や研修など対応に追われ子供に向き合う時間が少なかった、と指摘されている。この点について。

A 金銭せびりも同様、気付き難いという点で似たような特徴がある。対処は、加害者と被害者を無くしていく取り組みを日常的に進め、子供の出しているサインに反応する教師、親になる。学校、家庭、地域、行政、連携し合った取り組みが大事だと思います。

A 当該道路は幅員十六メートル、歩車道の区分もされてますが、町道から国道へ出る時に信号待ちのため車が滞留している状況です。国道に出ても渋滞に巻き込まれているという状況です。解消の一つの策として、現在計画中の町道北前安良波線を宜野湾コンベンション近くまで誘導し宜野湾バイパスに接続する必要があります。南部国道事務所も58線の交通緩和の意味から、西海岸道路を計画し調査段階であると聞いております。





仲村 光徳議員

北谷小と北谷第二小の通学区について

Q 本来、一行政区の児童は同じ小学校へ通学させることが望ましいと考えるが校区を二分して通学する状況をどのように考えるか。また、北谷小と第二小の児童数の確保は大変重要であると理解もしておりますが、栄口区も児童数が

Q 現在、栄口区より北谷小、第二小に通学する児童生徒数は。

A 五月一日現在で九十八名。

栄口区ウクトウン中央線道路の安全対策について

Q 宮里家具より北谷第二小学校までの道路は、交通量も激しく幅員も狭い上、朝夕登下校する児童生徒、高齢者、歩行者の

A 安全対策を図るには歩道を設置する最低十二メートルの幅員が必要であり、現在より四メートル程拡幅することになります。地域住民のコンセンサスが得られるかどうか問題点です。

宮平 昌信議員

美浜の埋立地処分完了後の事業について

Q 第三セクターの内容、例えば管理運営会社を設立してやるようなお話がありました。その内容説明を。

A 経営方式としては、民間主導による経営形態とし、雇用の町内確保、地域環境問題及び地域等への波及効果等についての役割が果たせるよう町も一定の出資はする。しかし経営そのものにはタッチしない。

街路樹の選定あるいは植

Q 宮城の大通りですが、だいたい街路樹が貧弱な感を受けるわけですが。

A 定期的な植栽、枝うち等管理公社に委託してある。木の植え替えは、地域がどうという樹木が良いのか把握してから植え替えない。

北谷町の名木選定について

Q 早目に選定して残していただきたいと思います。



北谷中のガジマル並木



キャンプ桑江

比嘉 昌信議員

役場建設予定地について

Q キャンプ桑江地域の返還と同地域への役場移転に反対する陳情が提出されているが、予定地に庁舎が建設できるか、できなければ位置の変更も考えているか、地権者とのように折衝されたか、経過について。

A 返還は平成十年末と理解している。国は平成七年度から米軍施設の移設の予算を組み始めていることも含めいただきました。地権者から誘致の文書はない。位置は庁舎建設委員会で、その地域が最も良いと推せんされ、その後議決、今日に至っている。

不動産の取得、交換について

Q 久得山と交換しようとする土地の土地保有税は年間いくら。土地

A 保有分、取得分、合計で二千七百四十五千円。土地の交換は相互利益があるから交換するものであり、町の一方的な保有税分が減るから交換できないということではなく、相手とを理解の上、遊休化している土地を交換して賃貸料を得たほうが良いという利益があるからこそ交換にも応じていると考える。

Q 開放がはつきりしない現在、交換、取得、処分は時期尚早ではないか。埋立地に、役場庁舎建設代替用地も八千坪から

松島 良光議員

収入役の執務状況、町民表彰について

Q 収入役の執務内容の状況について町長は任命権者としてどのように評価されておるか。北谷町表彰条例では町長の職にあつて八年以上在職した者の規定から、前町長は町長の職にあつて十六年在職したので表彰に該当すると解するがなぜ見送ったか、当局の手違いか。

A 自治法の一七〇条に収入役の任務権限が規定をされているが、それらの職務権限は適正に何等

から地料の支払いが滞るということは決してなく、軍用地料は開放されるまで支払いはされ地主のみなさんにご迷惑をかけることはない。今回交換する所も町外にある町有財産との交換であり、北谷町の拠点となる最も中心部に置き換えることにより、土地そのものの価値観がさらに高まるものと考え進めている。

随意契約について

Q (株)ソフト21の過去の実績を示してもらいたい。ソフト21を特定し随意契約を締結したのは、特定の相手の資力、信用、技術、経験と、過去を十分熟知の上での選定であるか。成功報酬は何パーセントか。



A 地方自治法施行令の第一六七条の二の第二項の規定に基づき随意契約を締結。予定価格書の設計に基づき設計書をつくった。当該事業所からも見積書を取り、予定価格書の範囲の中においてやっていく。成功報酬はなく、二千六〇〇万円の経費のみ。

Q 誘致企業をはっきりさせていたかどうか。企業訪問をされたそうだが、誘致活動はいつ行われたか。どなたと一緒に行ったか。

Q いじめに対する教育委員会の所見について
A 子供をめぐっての状況はいじめによる自殺など、異常と言えらるほど年々厳しくなっているがどのようにお考えか。

Q 多くの学校でまだ残っている合理性のない校則の強制、教師にいじめめとも言えるべき体罰が、生徒指導の名目で温存されているのも管理と抑圧の教育行政の表れであります。学校現場での教師による児童生徒への体罰については。
A 体罰は学校教育法の十一条で禁止されています。例えば法がなくとも教育の理念から体罰はあってはならない。

Q 基地の抑圧に抵抗しながら軍用地を開放させ、町が今日見事に発展している状況をどの様な歴史的感覚でとらえているか。基本構想は町民にはそぐわないと思われるが。

Q 実行性、可能性、永続性はあるのかという点等について、九十社を超えてヒアリングをし整理をしている。最終的に決める段階まで、いつ、どこで、どこと、どのように交渉を持ったか、秘密にしなければ立地できるものもできなくなるだろうと思えます。ご理解をいただきましたか。

Q 多くの学校でまだ残っている合理性のない校則の強制、教師にいじめめとも言えるべき体罰が、生徒指導の名目で温存されているのも管理と抑圧の教育行政の表れであります。学校現場での教師による児童生徒への体罰については。
A 体罰は学校教育法の十一条で禁止されています。例えば法がなくとも教育の理念から体罰はあってはならない。

Q 生徒手帳の作成は、学校とPTA、生徒会三者が一緒になって作成教育は規範も大事で生徒としての本分も守るという理解の下にやられています。
児童館等の建設促進について
Q 子供を取り巻く環境が年々厳しくなっている

A 町の今日の発展は町民や先人達の弛まざる努力によって築き上げられてきたと理解。基地は百害あって一利なし。基地をどう整理するか地権者のみなさん方にもどう理解を得るか、長期的な展望に立つてまちづくりは進めるべき。



Q 多くの学校でまだ残っている合理性のない校則の強制、教師にいじめめとも言えるべき体罰が、生徒指導の名目で温存されているのも管理と抑圧の教育行政の表れであります。学校現場での教師による児童生徒への体罰については。
A 体罰は学校教育法の十一条で禁止されています。例えば法がなくとも教育の理念から体罰はあってはならない。

Q 子供を取り巻く環境が年々厳しくなっている



Q 文化施設の建設について
本町はスポーツ施設はほぼ充実完備されているが、その日に保護者のいない家庭、体に障害

Q 来年四月から第二、第四土曜日が休日になります。その日に保護者のいない家庭、体に障害



宮里 友常議員

北谷町の住居標示について

Q 昭和五十五年の町制施行で、八行政区から十行政区へ再編成されました。しかし住居標示については以前のままであります。町内外の人に分かりやすい住居標示に改める計画があるのか。

A 国の補助等がなく、財政的なことも検討しなければいけませんし、また個人も名義の変更、登記の変更等が生じた場合に財政的な負担もあります。検討したい。

Q 文化施設の建設について
本町はスポーツ施設はほぼ充実完備されているが、その日に保護者のいない家庭、体に障害

A 児童福祉と鍵っ子対策等、青少年の健全育成のため必要。謝荊地域一館、北谷第二小と北谷小学校地域に一館、宮城砂辺地域に一館。計三館を予定。第一館目に北谷第二小と北谷小地域が今のところ

Q 児童館について他の施設、例えば保育所や学童保育所、図書館等との複合施設はどうか。
A 土地の効率利用の上から複合できるものについては、考えていきたい。

Q 第二と第四になった場合、いま置いている管理責任者一人で充分かどうか
A 月一回の休みに各校とも一人の管理指導員を配置してあります。二回実施する場合においても現行どおり一人は配置していきたい。





瑞慶覧朝義議員

西海岸道路の建設について

Q 近い将来、地域の特
性に即した道路とし
て、建築の方法や乗り降り
の取り付け、その場所や
その方法等について十分な
議論が必要だと思いが。

A 宜野湾市、嘉手納町
は決定している。北
谷町が残っているが大変重
要な道路。建設方法は、現
国道の拡幅、高架、半地
下、海上等が考えられ、実
現性のあるものは海上案、
高架案。

Q 国道で国との協議が
当然必要になつてき
ますが、町はいかなる方法
が望ましいと考えるか。

A 海上案と高架案のい
ずれも都市景観やま
ちづくりに支障があつては
ならないと考える。大変重
要な問題でどの案がいいと
言えない。南部国道は、高
架方式が先行していると認
識している。

Q いつまでに国に決定
報告するのか。国と
の協議の予定は。

A 拠点都市地域指定を
受けるための中部広
域での事務が来年十月まで
に手続きを終えたいとのこ
とで、町もそれまでに結論
を出さざるを得ない。

住環境の整備及び産業の 振興について

Q 住環境の整備、産業
の振興発展のため
に、住宅地域に混在する製
造事業所の移転、集約化が
必要だと思ひますが見解
は。また用地の確保は可能
か。

A 二次振計から三次振
計まで、既存の住宅
地に点在する事業所の集団
移転化を促進する振興策を
展開中ですが、具体的に展
開するには至つてない。今
後とも集団移転化による開
発形態を検討していきた
い。用地は町有地があれば
議論の進めようもあるが、
場所の見通しが立ってな
い。

Q 砂辺のほうに裁判中
の無願埋立地はどう
か。

A 現在係争中。国と協
議中で国が勝訴した
場合、町の墓地公園と地域
の馬場等を含めた公園等を
考えている。

戦跡の調査について

Q 平和学習の貴重な資
料である戦跡が、基
地内を含み、数多く残され
ていると思う。反戦平和学

泉 朝秀議員

町民表彰について

Q 前町長の島袋氏は、
町民功労者の表彰は
名誉なことだがいまの三役
が議員時代にあつた発言、
言動でもって本人の名誉、
人権が傷付けられたことが
ある。晴れて表彰できるよ
うにしてくれんかというこ
とであるか。

A 北谷町が表彰すると
いうことは、問題は
なかったということだか
ら、払拭する意味でもぜひ
受けていただきたいとお願
いした。島袋氏の強い意思
でそういうものを明らかに
した時点でぜひ受けていき
たいということであつた。
来年も同じような手続きを

とつて進めたい。疑惑があ
ると思つていない。十六カ
年の町長としての業績は高
く評価をしている。

アメリカ村構想について

Q 美浜リゾート用地取
得企業誘致活動業務
委託契約は平成六年八月二
十四日から三月三十一日ま
で、十二月は処分案が出
ないといけない業務工程表
になつていて。現在までど
のぐらいの企業が希望して
いるか。十一月九日から十
二日、町長、助役、商工会
の役員の方、議員、ソフト
21の職員二名、業態調査視
察で行っているが、なぜそ
ういう方々まで町長、助役
と行動を一緒にしないとい

けないのか。

A 新聞広告により問い
合わせ、打診のある
企業は九十六社。行政と商
工会組織が一体となつて商
業集積の先進地を視察。今
後の商業振興を図る必要が
あり、ソフト21の案内によ
り横浜のマイケル本牧、そ
して新潟の上越ウイングマ

与那覇政保議員

電算事務について

Q 電算導入による効
果、全体としての効
果はあつたのかどうか、事
務は簡素化されたのかどう
か。そしてそのために人員
の削減は可能になったのか
どうか。

A 住民サービスの向
上、住民票、印鑑証
明書、税務関係証明書の発
行等、正確にスピーディー
に作成、交付できるように
なり、過去委託処理の時
代、住民記録、所得や資
産、健康など情報管理する
術がなかったが、単独導入
によりプライバシー保護並
びに管理体制を確立しまし
た。また事務量、事業量の

ーケットセンター、兵庫県
三ノ宮のハーバーランドを
視察した。

Q 随意契約の根拠は地
方自治法施行例の百
六十七の二、一項の七号と
説明していたが随意契約を
する根拠というのは、該当
しないのではないのか。基本
構想の契約はいつ契約した

増加にも関わらず職員が増
にならず抑制されていま
す。

Q 集中方式と分散方式
の件で、現在は集中
方式が採用されているが、
その利点は。

A メリットとしては、
各課の職員は特別な
知識や技術がなくても電算
処理した帳票やデータを
入手でき担当業務に専念す
ることが可能。限られた人
員で高度な電算利用及び大
量の電算処理が可能である。

Q 各課にある端末、あ
るいはパソコンとの
効果的な活用等は。

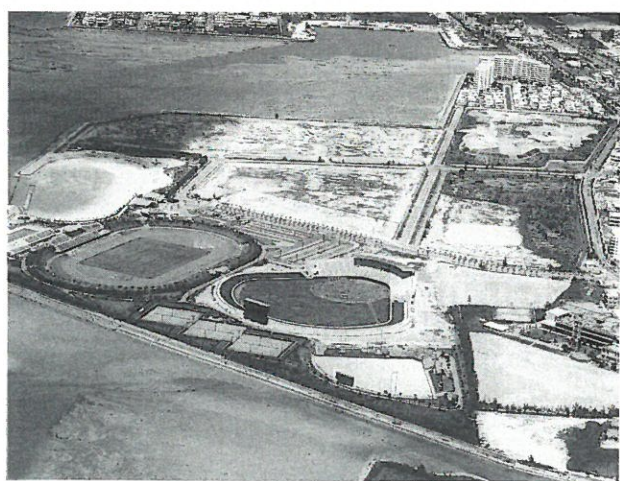
A パソコンでできる分
野と電算でできる分

のか。六月定例議会で四百
五十万円の予算の審議がさ
れたが、四百二十五万円の
基本契約の委託がされてい
ると。これは時期的にいつ
頃の契約であるのか。

A 地方自治法百六十七
条の二の第七項では
なく、施行令の百六十七条

野があり、各々
業務に合った機
種を採用するこ
とによつて事務
の効率化を図
る。

Q 北谷町は
平成九年
には新庁舎がで
きます。そのと
きに現在使用中
の機種を移動す
るのか、それともいわゆる
もつと機能の優秀な機種、
少々金がかかっても私は町
民の福祉のためには、そう
いった町民サービスが完璧
にできる機種を選定すべき
じゃないかと思ひますが、
町長のご所見をお伺ひいた

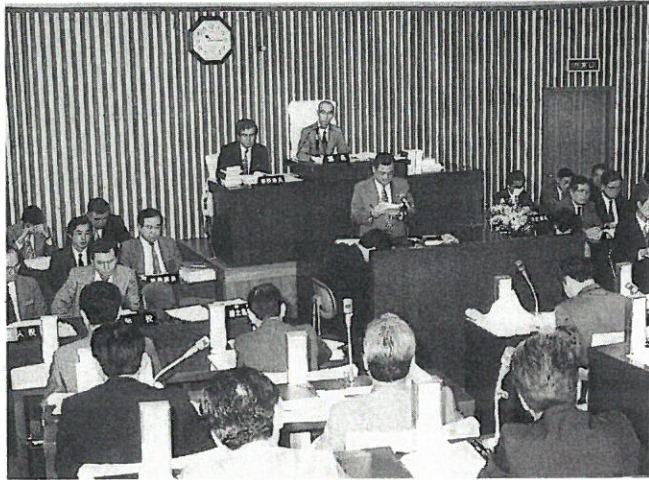


します。

A 現在容量が満杯して
いる。これから人口
増も予想されるので、新庁
舎建設に向け機種の選定、
機能アップ等について検討
を加えていきたい。



議会を傍聴しませんか!



個人・各自治会・婦人会・老人クラブ等々で、議案審議・一般質問の様子がわかります。お気軽にどうぞ。

TEL. 936-3382
(北谷町議会事務局)

寄附禁止のルールを守って、 明るい選挙を実現しましょう。

1

政治家の寄附禁止

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

2

政治家に対する 寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

3

後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

4

年賀状等の あいさつ条の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

5

あいさつを目的とする 有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

6

公民権の停止

1、2、3及び5によって処罰されると公民権停止の対象となります。

北谷町選挙管理委員会